

小樽市立望洋台中学校 部活動ガイドライン

1. 部活動の意義

部活動は、共通の種目や分野に興味・関心を持った生徒が、学年や学級の枠をこえて、自発的・自主的な判断によって参加する活動です。そこでは、生徒がスポーツ・文化・科学・芸術等に親しみながら、共通の目標のもと、互いに教え合ったり励まし合ったりして楽しさや喜びを味わうことができます。このようなことから、部活動は豊かな人間関係づくりと明るく充実した学校生活には、効果的な活動です。また、運動部に関しては体力作り等健康教育の一環としてとらえることもできます。部活動を通して、技術や体力を向上させ、規範意識や社会性、自主性を高めることで豊かな人間性を育むとともに、生徒も教員もやりがいを感じながら、学校生活全般にも好影響を及ぼすような活動にしていきたいものです。

2. 部活動の目標

①望ましい人間関係などの育成

先輩・後輩の望ましい人間関係を育て、集団としての資質や態度を身につけ、社会性を養う。

②自主的生活態度の育成

余暇の善用を図り、自立的・自主的な生活態度を養う。

③個性の伸長

共通の趣味・特技を追求することにより、知識を深め技能を高める。

3. 開設する部について

①設置の条件

(1) 原則として、ア. 指導する顧問がいる

イ. 5名以上の希望者がいること。

但し、団体種目においては大会参加人数とする(合同チームありきの設置は認めない)

②設置方法

(1) 部活動の設置は、前年度まで設置されていた部を考慮し、職員会議を経て校長が決定する。

(2) 新しい部の結成や廃部については、職員会議を経て、校長が決定する。

③その他

(1) 基本的に単年度設置とし、年度ごとに見直す。教員定数や生徒数の増減に伴い、部活動数の変動はあり得る。

(2) 同好会は認めない。

4. 部活動への加入について

①部活動へは、希望する者が加入することとし、部のかけ持ちは認めない。

(拠点校方式の部活動とのかけ持ちは除く)

②加入には、保護者の同意を必要とする。

③部活動の年度途中の変更は、認めないことを原則とする。止むを得ない場合の途中入退部等については、該当の部活顧問、担任、保護者が連絡・連携をとりながら対応する。

5. 活動時間等について

①平日の部活動について

- (1) 活動時間は2時間以内とし、18:00までには完全下校する。それ以降の活動については顧問と校長が協議して決定する。
- (2) 朝練習は基本的には行わない。
- (3) 毎週1日以上は休養日を実施する。(年間52日以上)

②休日及び長期休業中の部活動について

- (1) 活動時間は、3時間以内とする。
- (2) 土曜日、日曜日に1日以上休養日を実施する。
- (3) 学校閉庁日(夏季・冬季)は休養日とする。
- (4) 年度初め休業中は休養日とする。
- (5) 旅行的行事の休養日は部活動を行わない。

③定期テスト前の活動について

- (1) テスト5日前から部活動は停止する。ただし、1学期末テスト前は3日前からとする。

④職員会議等の会議日の活動について

- (1) 原則的には会議日・研修日に活動を行わない。ただし、大会等が近い場合は、校長の許可を得て活動することができる。

6. 部活動推進にかかわる留意事項

①顧問の配置について

- (1) 各部の顧問は、本校職員が担当することを原則とする。

②指導者について

- (1) 部活動は、顧問の監督の下に行う。また、校長の許可を得て、部活動指導員・外部コーチを依頼要請することができる。

③活動の基本姿勢について

- (1) 部活動は、校長の承認を得た年間計画などに基づいて行う。各種計画は部活動顧問が保管する。

④対外試合・練習試合・コンクールなどについて

- (1) 校長が教育上必要と認めた場合に参加できる。
- (2) 生徒の移送については、原則として公共交通機関を利用する。ただし、保護者の協力を得られる場合は、この限りではない。

⑤設置部活動外種目の大会引率について

- (1) 部活動外種目の中体連大会(市内大会、全道大会等)への引率は、その都度、担当係を中心に協議する。

⑥学校生活における部活動参加の位置づけについて

- (1) 授業・学習活動はもとより、学級会活動、生徒会(委員会)活動が部活動よりも優先する。

⑦継続した所属

- (1) 部活動は希望参加制とするが、積極的に参加することが望ましい。また、3年間継続して同じ部活動に参加することが望ましいが、廃部あるいは休部となる場合はその限りではない。

⑧経費について

- (1) 部費とPTA文化スポーツ振興会の規約により徴収する部費で活動する。

(2)部費については単年度決算とし、監査報告をする。

⑨災害の補償について

(1)日本スポーツ振興センターの保険を利用する。(支給に際し、活動計画の提示を求められる事が多い。)

7. 部活動保護者会について

(1)各部活動の運営に当たっては、その活動を円滑に進めることができるよう、保護者の協力を図るため、部活動保護者会を組織することが望ましい。

8. その他

- ① 部活動での宿泊練習は禁止とする。(協会や連盟の主催による宿泊練習は、保護者の責任において参加させること)
- ② 家庭訪問期間や個別懇談などによる午前授業の日に指導者が充てられない場合は、別途巡回指導者を充てる。
- ③ 活動時間・下校時間・設備・備品の利用など、約束を守れない場合や、部員に重大な品行不良や社会道徳に逸脱する行為があったときには、当該部活動を停止することがある。
- ④ 運動部の服装は、ジャージ・ユニフォームなど各部で決められた服装で参加する。
- ⑤ かばんなどの持ち物は活動場所に持参し、活動終了後は教室に戻らず下校する。
- ⑥ 更衣室は更衣のみに使用し、物を一切置かないこと。
- ⑦ 顧問不在の場合は原則活動できないが、代わりに監督する教員がいる場合は活動することができる。
- ⑧ 用具の出し入れ、鍵の管理など顧問の許可を得ること。
- ⑨ 活動終了後は、清掃、整備を行い、消灯、窓、非常口などの点検を行う。

(令和5年度改正)